

「京都府子育て環境日本一推進条例（仮称）」検討委員会 設置要領

（目的）

第1条 京都府が進める「子育て環境日本一」の実現に向けた新たな条例の制定に当たり、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまでの子育て支援に関する幅広い観点から多様な意見を聴取することを目的に、「京都府子育て環境日本一推進条例（仮称）」検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和6年3月31日までとする。
- 3 委員会には、座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員会において分野毎に専門的な検討を行う場合は、テーマ別の会合を設置する。
- 5 知事は、必要に応じて委員会を招集する。
- 6 座長は、議事を運営する。
- 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（委員の責務）

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、委員会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

（委員以外の者の出席）

第4条 知事は、委員会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

（公開）

第5条 委員会は、原則として公開とする。ただし、委員会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月27日から施行する。